

## 一般社団法人 新潟県卓球連盟 加盟団体規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人新潟県卓球連盟(以下、「本連盟」という)の定款に基づき加盟団体に関する必要な事項について、定めることを目的とする。

### (加盟基準)

第2条 加盟できる団体(以下、加盟団体という。)は、別に定める加盟団体認定基準に合致している団体とする。

### (加盟)

第3条 加盟団体は、所定の加盟申請書を本連盟会長(以下、会長という。)あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (加盟団体)

第4条 加盟団体は、新潟県内の複数の市町村卓球総括団体であって、本連盟の登録規程に定める登録団体及び登録会員を構成する10支部とする。

### (加盟団体の特典)

第5条 加盟団体は、定款に定める本連盟の目的に沿った諸事業に参加することができる。

- 2 加盟団体が行う事業の後援及び顕彰への要請を行うことができる。
- 3 加盟団体が行う講習会、研修会等に講師の派遣を要請することができる。
- 4 加盟団体は、本連盟が行う事業等の運営に関わった場合は、運営助成を受けることができる。

### (正会員の選出)

第6条 加盟団体は、本連盟の運営全般に関する事項について、定款に定める正会員を役員等候補者選考規程により選出することができる。

### (加盟金)

第7条 加盟団体は、毎年本連盟が指定する期日までに別に定める加盟金を納入しなければならない。

- 2 納入した加盟金は、いかなる理由があっても返納しない。

### (代表者変更)

第8条 加盟団体の代表者が交代した場合は、代表者変更届を会長あてに提出しなければならない。

### (脱退勧告及び除名)

第9条 会長は、加盟団体が本規程に反するなど、加盟団体ふさわしくないと判断した場合に脱退勧告を行うことができる。

- 2 会長が脱退勧告を行った場合、指定期日までに勧告どおり是正されないときは、定款第67条の規定により除名することができる。

### (補則)

第10条 本規程に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 第7条加盟金は、当分の間は全額免除とする。
- 2 この規程は、令和5年4月3日から施行する。

## 一般社団法人 新潟県卓球連盟 加盟団体認定基準

(目的)

第1条 本認定基準は、一般社団法人新潟県卓球連盟(以下、「本連盟」という。)の加盟団体規程第2条に基づき、加盟団体認定基準に関する必要な事項について、定めることを目的とする。

(加盟団体認定基準)

第2条 本連盟に加盟する団体(以下、「加盟団体」という。)は、次の各号に基準を全て満たしていなければならない。

- ① 登録規程に定める登録団体及び登録会員並びに関係する事務を管理統括している団体であること
- ② 卓球の普及振興を公益目的とし、政治・宗教及び営利を目的としていないこと
- ③ 規約(規則)を有し、代表者、役員等体制、会計、監査の規定が定められていること
- ④ 常に継続的かつ計画的に本連盟の目的に沿った事業を実施していること

(加盟団体及び地域)

第3条 加盟団体となる支部に関わる市町村は、次の各号のとおりとする。

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| ① 新発田支部 | 新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村 |
| ② 佐渡支部  | 佐渡市                            |
| ③ 新潟支部  | 新潟市、五泉市、阿賀町                    |
| ④ 三条支部  | 三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村             |
| ⑤ 長岡支部  | 長岡市、見附市                        |
| ⑥ 魚沼支部  | 小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町              |
| ⑦ 十日町支部 | 十日町市、津南町                       |
| ⑧ 柏崎支部  | 柏崎市、出雲崎町、刈羽村                   |
| ⑨ 上越支部  | 上越市、糸魚川市                       |
| ⑩ 妙高支部  | 妙高市、上越市の一部(旧中郷村、旧板倉町)          |

(補則)

第4条 この加盟団体認定基準に定めのない事項は、理事会の承認により別に定める。

附 則

この加盟団体認定基準は、令和5年4月3日から施行する。